住所　横浜市中区新山下３丁目15番６―109号
鄭道明　昭和51年３月14日生
住所　横浜市港北区樽町２丁目４番５号
原華燕　昭和58年10月20日生
住所　横浜市港北区新横浜３丁目22番地３
金梅花　昭和58年２月１日生
住所　横浜市鶴見区江ケ崎町16番17―229号
黄莉莉　昭和43年１月７日生
住所　神奈川県鎌倉市材木座３丁目10番13号
ミール・モハメッド・ホッサイン　昭和47年６月２日生
住所　神奈川県厚木市寿町３丁目13番６号
ヴァンダ・トミエ・ヨコタ　昭和57年11月８日生
住所　愛知県みよし市東山台34番地27
王美鈴　平成元年１月24日生
住所　鹿児島県大島郡龍郷町戸口1737番地
韓一鳴　平成11年８月17日生
住所　岡山市北区学南町３丁目12番27号
金榮二　昭和31年12月31日生
姜初江　昭和32年２月10日生
金泰代　昭和59年３月10日生
住所　東京都足立区東綾瀬３丁目２番４―1203号
金智星　平成17年10月25日生
住所　東京都小平市喜平町２丁目８番２―128号
康由美　昭和36年12月13日生
康瑜真　平成４年４月３日生

○文化庁告示第四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

文化庁長官　青柳　正規

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
和賀江嶋	昭和四十三年文部省告示第二百九十八号及び平成十八年文部科学省告示第十号	鎌倉市（神奈川県） 逗子市（神奈川県）

住所　浜松市中区龍禅寺町534番地
クリスティナ・アケミ・イトウ　昭和39年12月２日生
リチャード・ノゾム・イトウ・ハラダ　平成９年１月12日生
マーク・ツバサ・イトウ・ハラダ　平成16年12月21日生
住所　東京都大田区北嶺町２番５号
金愛子　昭和32年８月16日生
韓仁載　昭和61年８月30日生
韓絵里子　平成元年３月29日生
住所　愛知県刈谷市一ツ木町２丁目16番地８
金榮吉　昭和59年12月18日生
住所　大阪府東大阪市横沼町２丁目４番14号
宋華鈴　平成４年12月４日生
住所　大阪市住吉区長居東４丁目10番３号
申栄和　昭和35年12月２日生
金智子　昭和40年４月14日生
申真有香　平成９年９月８日生
住所　大阪市天王寺区上本町７丁目３番15号
金晶仁　平成５年11月24日生
住所　大阪府八尾市東山本町６丁目９番39号
金泰典　昭和45年10月28日生
金敏英　昭和49年９月10日生
住所　大阪市此花区酉島３丁目17番22号
于海明　昭和56年11月24日生
林汶靚　平成22年３月12日生
林裕景　平成24年４月11日生

○国土交通省告示第九百七十九号

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八第１号イの規定により、次に掲げる者が行う試験を、登録学科試験として登録の更新をしたので、同規則第十七条の三十四第１号の規定により公示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年十月１日
二　登録番号　学科第１号
三　氏名又は名称　公益財団法人建築技術教育普及センター
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番六号
五　法人である場合の代表者の氏名　浅野　宏
六　登録試験事務を行う事務所の名称　公益財団法人建築技術教育普及センター
七　登録試験事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区紀尾井町三番六号
八　登録試験事務を開始する年月日　平成二十六年十月１日

○国土交通省告示第九百八十号

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八第１号イの規定により、次に掲げる者が行う試験を、登録設計製図試験として登録の更新をしたので、同規則第十七条の三十四第１号の規定により公示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年十月１日
二　登録番号　設計製図第１号
三　氏名又は名称　公益財団法人建築技術教育普及センター
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番六号
五　法人である場合の代表者の氏名　浅野　宏
六　登録試験事務を行う事務所の名称　公益財団法人建築技術教育普及センター
七　登録試験事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区紀尾井町三番六号
八　登録試験事務を開始する年月日　平成二十六年十月１日

○国土交通省告示第九百八十一号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1．支援対象となる対象事業が満たすべき基準

支援対象となる対象事業は、以下に掲げる（1）から（4）までの基準をいずれも満たすこととする。

（1）政策的意義

①　我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること。

②　事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること。

③　我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること。

④　対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること。

（2）民間事業者のイニシアチブ

①　機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること。

②　機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること。

③　機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業者に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること。

④　民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。

（3）長期における収益性の確保

①　対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。